

令和2年12月24日

各地域振興局・支庁

保健福祉環境部健康企画課長 殿

保健医療福祉課長

令和2年度病床機能再編支援事業について（依頼）

標記につきまして、都道府県を実施主体として、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う医療機関の自主的な病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取り組みを一層推進させることを目的とした財政支援事業として「病床機能再編支援事業」を実施することとしております。

当該事業の支給要領においては、「地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたものであること」が支援金支給の要件のひとつとされています。

つきましては、あらかじめ医療機関が属する構想区域の「地域医療構想調整会議」において意見聴取が必要となりますので、御協力をお願いします。

（担当）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

医療政策係 上村（かみむら）、加松（かまつ）

TEL 099-286-2738

FAX 099-286-5928

メール [iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp)

各地域振興局・支庁  
保健福祉環境部健康企画課長 殿

「病床機能再編支援事業」に係る「地域医療構想調整会議における意見聴取」  
について

保健医療福祉課医療政策係長

病床機能再編支援事業について、地域医療構想調整会議における意見聴取について、  
下記のとおり医療機関に提出を求める説明資料の参考例をお示しします。ただし、あく  
まで参考例ですので、下記資料の提出が必須ということではありませんので、各調整会  
議において判断していただいて構いません。

## 記

### 1 想定する説明資料（参考例）

- (1) 病床削減支援給付金，統合支援給付金共通
  - ア 事前に保健医療福祉課から送付した各医療機関の事業計画書
  - イ 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告等の写し
- (2) 病床削減支援給付金
  - ア 許可病床数の変更を示す書類の写し
  - イ 病床削減に関するスケジュール
  - ウ 削減病床の内訳等を示す書類
- (3) 統合支援給付金
  - ア 統合に関する合意の内容（合意日，統合後の医療体制，移転を伴う場  
合は立地等）に係る書類
  - イ 統合に関するスケジュール
  - ウ 統合に関する資金計画（廃止病院に残債がある場合はその処理計画）
- (4) その他，各調整会議で必要と判断する資料

### 2 医療機関からの意見聴取方法

調整会議においては，事業を要望する医療機関に出席していただき，事業概要の  
説明をしていただくことを想定しています。

### 3 意見聴取を踏まえた調整会議における議論の結果について

調整会議において，事業計画が地域医療構想の実現に資するものであるかを議論  
していただき，会議の結果を保健医療福祉課に報告してくださるようお願いします。

|                                                  |
|--------------------------------------------------|
| (担当)                                             |
| 医療政策係 加松（かまつ）                                    |
| TEL 099-286-2738                                 |
| FAX 099-286-5928                                 |
| メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp |

医 政 発 1126 第 2 号  
令 和 2 年 11 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金の実施について

標記について、別紙「令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金支給要領」により、実施することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

## 令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金支給要領

### 1. 目的

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現のため、病院又は診療所であって療養病床（同法第7条第2項第4号に規定する「療養病床」をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する「一般病床」をいう。）を有するもの（以下「病院等」という。）が、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現を推進することを目的とする。

### 2. 支給対象

平成30年度病床機能報告において、2018（平成30）年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を1床以上報告し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床の削減を行う病院等（以下「病床削減病院等」という。）の開設者又は開設者であった者であること。

### 3. 支給の要件

次の全てを満たすこと。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床削減（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は給付の対象とはならない。

- ① 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたものであること。
- ② 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること
- ③ 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
- ④ 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。以下同じ。）内で開設する病院を増床していないこと。

#### 4. 支給額の算定方法

- ① 平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象 3 区分の許可病床数に対象 3 区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、削減病床 1 床あたり下記の表の額を支給する。

なお、病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

| 病床稼働率       | 削減した場合の 1 床あたり単価 |
|-------------|------------------|
| 50%未満       | 1, 140 千円        |
| 50%以上 60%未満 | 1, 368 千円        |
| 60%以上 70%未満 | 1, 596 千円        |
| 70%以上 80%未満 | 1, 824 千円        |
| 80%以上 90%未満 | 2, 052 千円        |
| 90%以上       | 2, 280 千円        |

- ② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1 床あたり、2,280 千円を交付する。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

#### 5. 申請に必要な書類

- ① 地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
- ② 許可病床数の変更を示す書類の写し
- ③ 病床稼働率算出の根拠となる平成 30 年度病床機能報告の写し

#### 6. 支給方法

##### (1) 申請及び支給の方法

- ① 給付金の支給を受けようとする病床削減病院等は、開設地の都道府県に対し、5 の書類を添えて申請を行う。
- ② 都道府県は、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえた上で、審査を行い、病床削減病院等から支給の申請を受けた病床削減が地域医療構想を実現するために必要な病床削減であるかの判断を行う。
- ③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、当該病床削減病院等に対して給付金を支給する。

##### (2) 申請受付開始日及び申請期限

- ① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日を決定するものとする。
- ② 申請期限は、都道府県医療審議会の開催日程等を踏まえ、都道府県において

定める。

## 7. 給付金の返還

都道府県知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下の

①又は②に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

① 給付金の支給を受けた日から 2026 年 3 月 31 日までの間に、同一の構想区域に開設する病院等において、許可病床数を増加させた場合。（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

# 病床機能再編支援補助金・各種給付金の 交付までのスケジュール案（全体版）

## スケジュール



- ※1 地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会の開催時期について  
補助金の交付事務を円滑に進める観点から、国の交付決定日までに開催し、意見を聴取することを求める。合わせて、地域医療構想調整会議又は都道府県医療審議会において給付金を受け取ることが適当ではないと判断された場合は、速やかに国へ申請の取り下げを連絡すること。
- ※2 許可病床数の変更を示す書類の写し（開設許可事項変更許可申請書の許可書又は開設許可事項変更届出等を想定）について  
当該資料は給付申請書の添付書類となるため、給付申請日までに病床削減に係る変更許可又は受理印が押印された届出が必要。  
（実際に病床を削減する日付は許可日以降の日付（令和3年3月31日までに限る）でも可）
- ※3 統合に関する計画書について  
当該資料は給付申請書の添付書類となるため、給付申請日までに全ての統合関係病院等の計画に対する合意が必要。
- ※4 残債引継に関する申し合わせ書、公認会計士等による意見聴取書、統合によって廃止となる病院の残債返済のために新たに受けた融資の貸付契約書について  
これらの資料は給付申請書の添付資料となるため、給付申請日までに残債引継に係る申し合わせ、意見聴取の実施、融資契約の締結が必要。

1

## 各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール 令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減給付金

### 病床削減給付金における提出書類

| 提出者→受領者                  | 都道府県→厚生労働省                                                                                                                   | 医療機関→都道府県                                                                                                                           |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業要望<br>(12月4日期限)        | (事業計画書) 第2号様式_別表1 事業計画書                                                                                                      | (支給申請書) 支給申請額算定シート/病床移転にかかる概要<br>[任意]                                                                                               |
| 交付申請<br>(2月中旬期限予定)       | (事業計画書) 第2号様式_交付申請書<br>(事業計画書) 第2号様式_別紙1 経費所要額調<br>(事業計画書) 第2号様式_別表1 事業計画書<br>(その他) 開設許可事項変更許可申請書の許可書<br>又は開設許可事項変更届出書の写し等※1 | (支給申請書) 支給申請額算定シート/病床移転にかかる概要<br>(支給申請書) 地域医療構想を推進するための病床削減支援給<br>付金支給申請書兼口座振込依頼書<br>(その他) 開設許可事項変更許可申請書の許可書<br>又は開設許可事項変更届出書の写し等※1 |
| 調整会議および医療審議会<br>(交付決定まで) |                                                                                                                              | (その他) 削減計画の説明資料※2                                                                                                                   |
| 令和3年3月31日まで              |                                                                                                                              | (その他) 開設許可事項変更許可申請書の許可書<br>又は開設許可事項変更届出書の写し等※1                                                                                      |
| 事業完了後1か月以内<br>(4月10日期限)  | (事業計画書) 第3号様式_事業実績報告書                                                                                                        |                                                                                                                                     |

- ※1 開設許可事項変更許可申請書の許可書又は開設許可事項変更届出書の写し等について  
(1) 開設許可事項変更許可申請の許可書又は受理印が押印された開設許可事項変更届出書の写し等が給付申請期限までに間に合わない場合、許可権者への提出前の申請書又は届出書の写しであっても認められるものとする。  
(2) 都道府県が継続して進捗を管理することも踏まえて、病院等は申請日（予定）又は届出日（予定）を記載した状態で都道府県へ提出すること。予定されていた申請日又は届出日を超えた場合、都道府県は速やかに交付申請を取り下げる。こと。  
(3) 病院は許可書又は受理印が押印された届出書を受け取り次第、速やかに都道府県へ提出すること。  
令和3年3月31日までに病院から許可書又は受理印が押印された届出が都道府県へ提出されない場合は、交付決定された場合であっても返還対象となる。
- ※2 削減計画の説明について  
(1) 説明資料は任意だが、平成30年度病床機能報告、令和元年度病床機能報告、削減後における区分ごとの許可病床数、稼働病床数等の説明と意見聴取を行うこと。  
(2) 聴取結果や削減計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。  
(3) 令和元年度病床機能報告から令和2年3月31日までの期間で再編を行いつつ本事業に申請する医療機関は、改めて当該期間における区分ごとの稼働病床数についても意見聴取を行うこと。  
(4) 調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウィルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

2

## 各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール 令和2年度地域医療構想を推進するための統合支援給付金

### 統合支援給付金における提出書類

| 提出者→受領者                  | 都道府県→厚生労働省                                                                                       | 医療機関→都道府県                                                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業要望<br>(12月4日期限)        | (事業計画書) 第2号様式_別表2 事業計画書                                                                          | (支給申請書) 支給申請額算定シート [任意]                                                                    |
| 交付申請<br>(2月中旬期限予定)       | (事業計画書) 第2号様式_交付申請書<br>(事業計画書) 第2号様式_別紙1 経費所要額調<br>(事業計画書) 第2号様式_別表1 事業計画書<br>(その他) 統合に関する計画書 ※1 | (支給申請書) 支給申請額算定シート<br>(支給申請書) 地域医療構想を推進するための統合支援給付金支給申請書<br>兼口座振込依頼書<br>(その他) 統合に関する計画書 ※1 |
| 調整会議および医療審議会<br>(交付決定まで) |                                                                                                  | (その他) 統合計画の説明資料 ※2                                                                         |
| 事業完了後1か月以内<br>(4月10日期限)  | (事業計画書) 第3号様式_事業実績報告書                                                                            |                                                                                            |

#### ※1 統合に関する計画書について

- (1) 統合に関する計画書については任意の様式とするが、以下の内容について必ず加味すること。
- 統合に関する合意の内容 (合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等)
  - 統合に関するスケジュール
  - 統合に関する資金計画 (廃止病院に残債がある場合はその処理計画)

#### ※2 統合計画の説明資料について

- (1) 説明資料は任意だが、統合計画に関する概要を説明すること。過去に調整会議や医療審議会にて意見聴取している計画であっても、改めて令和2年度中の調整会議又は医療審議会にて説明することで、今年度内の計画合意とみなす。
- (2) 令和2年度中に着手している事業は、本支援対象事業とは関与しない既存事業とし、本支援対象事業としては認めない。
- (3) 聴取結果や統合計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。
- (4) 調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

3

## 各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール 令和2年度地域医療構想を推進するための利子補給給付金

### 利子補給給付金における提出書類

| 提出者→受領者                  | 都道府県→厚生労働省                                                                                       | 医療機関→都道府県                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業要望<br>(12月4日期限)        | (事業計画書) 第2号様式_別表2 事業計画書                                                                          | (支給申請書) 支給申請額算定シート [任意]                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 交付申請<br>(2月中旬期限予定)       | (事業計画書) 第2号様式_交付申請書<br>(事業計画書) 第2号様式_別紙1 経費所要額調<br>(事業計画書) 第2号様式_別表1 事業計画書<br>(その他) 統合に関する計画書 ※1 | (支給申請書) 支給申請額算定シート<br>(支給申請書) 地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書<br>(その他) 令和2年度地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金における公認会計士等による手続実施報告書<br>(その他) 新たに受けた融資の貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表<br>(その他) 国税の納税証明書<br>(その他) 社会保険料納入証明書<br>(その他) 労働保険料等納入証明書<br>(その他) 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合は申請書の写し |
| 調整会議および医療審議会<br>(交付決定まで) |                                                                                                  | (その他) 統合計画の説明 ※                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業完了後1か月以内<br>(4月10日期限)  | (事業計画書) 第3号様式_事業実績報告書                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

#### ※ 統合計画の説明資料について

- (1) 説明資料は任意だが、統合計画に関する概要を説明すること。過去に調整会議や医療審議会にて意見聴取している計画であっても、改めて令和2年度中の調整会議又は医療審議会にて説明することで、今年度内の計画合意とみなす。
- (2) 聴取結果や統合計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。
- (3) 調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

4

# 令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金、統合支援給付金 支給対象例

## シミュレーション事例

3病院を2病院へ統合するプラン。①A病院に急性期機能を一部集約、②B病院へ回復期機能を集約、③C病院を廃止としている。  
下図の条件である場合、統合支援給付金における支給対象病床はB病院において70床。病床削減給付金における支給対象病床は全ての病院で0床となる。

統合前 対象3区分 400床

| A病院   | 病床機能報告<br>稼働病床数 |
|-------|-----------------|
| 対象3区分 | 250床            |
| 回復期   | 50床             |

B病院からA病院へ30床移転 250床⇒280床

A病院からB病院へ50床移転 50床⇒0床

※対象3区分以外から対象3区分へ30床転換は不可

| B病院   | 病床機能報告<br>稼働病床数 |
|-------|-----------------|
| 対象3区分 | 150床            |
| 回復期   | 0床              |

B病院からA病院へ30床移転 150床⇒120床  
更に70床削減 120床⇒50床

A病院から50床、C病院から100床を  
B病院へ移転 0床⇒150床

| C病院   | 病床機能報告<br>稼働病床数 |
|-------|-----------------|
| 対象3区分 | 0床              |
| 回復期   | 100床            |

C病院からB病院へ100床移転 100床⇒0床

※統合支援給付金は、計画に合意した上で申請した年度、病床削減給付金は  
実際に病床削減を行い申請した年度となるため、支給タイミングには乖離が生じる

統合後 対象3区分 330床（10%以上削減）

| A病院   | 統合後<br>許可病床数 | 統合支援<br>支給対象病床 | 病床削減<br>支給対象病床 |
|-------|--------------|----------------|----------------|
| 対象3区分 | 280床         | 0床             | 0床             |
| 回復期   | 0床           | -              | -              |

対象3区分が30床増加しているため統合支援、病床削減ともに支給対象外

| B病院   | 統合後<br>許可病床数 | 統合支援<br>支給対象病床 | 病床削減<br>支給対象病床 |
|-------|--------------|----------------|----------------|
| 対象3区分 | 50床          | 70床            | 0床             |
| 回復期   | 150床         | 70床削減<br>-     | -              |

①対象3区分が100床減少しているが回復期が150床増加しており、全体の病床数  
が増加しているため病床削減支援給付金の支給対象外  
②対象3区分が100床減少しているがうち30床分はA病院へ移転し残るため、移転  
病床数を差し引いた70床が統合支援給付金の支給対象  
統合前対象3区分150床－移転病床数30床－統合後許可病床数50床＝支給対象病床70床

| C病院<br>(廃院) | 統合後<br>許可病床数 | 統合支援<br>支給対象病床 | 病床削減<br>支給対象病床 |
|-------------|--------------|----------------|----------------|
| 対象3区分       | 0床           | 0床             | 0床             |
| 回復期         | 0床           | -              | -              |

対象3区分が統合前後ともに0床であるため統合支援、病床削減ともに支給対象外

5